

## ●●町●●地区●●組合同規約

(名称)

第1条 この組合は、●●組合（以下「組合」）という。

(目的)

第2条 この組合は、●●地区における飲料水供給施設の維持管理、運営に関する業務を行う。

(組織)

第3条 この組合は施設を利用する者をもって組織する。

(代表者)

第4条 組合に代表者1名を置き、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は代表者が招集し、代表者が議長となる。

(組合への加入・脱退)

第6条 ●●地区に居住するものは誰でもこの組合に加入することができる。  
加入の条件については会議により決定する。

2 組合を脱退しようとする者は脱退届け出を組合に提出するものとする。

(経費支弁の方法)

第7条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、負担金、補助金及びその他の収入を持ってこれに充てる。

(補則)

第8条 この規約に規定すべき事項でこの規約に定めない事項については、地方自治法の定めを準用する。

附則

この規約は、令和 年 月 1日から施行する。